

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年12月27日（令和3年（行個）諮問第248号及び同第249号）

答申日：令和5年9月4日（令和5年度（行個）答申第5087号及び同第5088号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件  
本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁1」という。）が、令和3年8月12日付け厚生労働省発基0812第5号により行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び山口労働局長（以下「処分庁2」という。）が、令和3年8月5日付け山口労発基0805第4号により行った一部開示決定（以下「原処分2」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

不開示部分のうち、違法な不開示部分を開示すること。

理由

不開示部分の不開示理由は、いずれも抽象的です。

監督課は別件過労死等の労災事案にかかわる労災担当部署と監督担当部署間の「連携通達」もそうなのですが、過剰に墨塗りし、のちに審査会から全部開示されています。

本件は「名ばかり管理職」と認定された請求人だけの問題ではなく、特定独立行政法人全体の問題です。それを一職種の職員の問題に矮小化し、長年違法状態が放置されてきた当該問題を隠蔽するもので、到底国民の納得を得られるものではありません。かかる放置の経緯を明らかに

することは、法に定める不開示事由に当たりません。

しかも本件は令和元年の段階で山口局から「指導票」が出されており、その後本省の介入で、令和3年まで是正指導が遅れたのであって、その間の経緯を明らかにすることは、法に定める不開示事由に当たりません。

## (2) 意見書1

本省分と監督署分がありますが、いずれも不開示が過剰で、意見の言いようがない面があります。この点、情報公開・個人情報保護の観点からご配慮願います。

ア 令和3年（行個）諮問第248号について

### (ア) 理由説明書3(2)①アについて

法14条2号但し書きに該当しない「理由」が記載されていない。

法14条3号イの条文が祖述されるのみで、かかる条文に該当する理由が記載されていない。

法14条5号及び7号イについて判例が引かれる。裁判所のホームページの判例6ないし8頁によれば「①の情報」（調査担当者が職務上知ることができた事業場の安全管理体制，労災事故の発生状況，発生原因等の会社にとっての私的な情報）と「②の情報」（再発防止策，行政上の措置についての担当者の意見，署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報）を区別しなければならないが，理由説明書ではそれが区別されていない。

また，判例6ページに「『その提出により公共の利益を害し，又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある』とは，単に文書の定格から公共の利益を害し，又は公務の遂行に著しい支障を生ずる中庸的なおそれがあることが認められるだけでは足りず，その文書の記載内容から見てそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解すべきである」と判示されるところ，本件理由説明書はまさに「抽象的なおそれ」を主張するのみで，判例の上記要件を充足しない。

### (イ) 理由説明書3(2)①イについて

9頁の指導票以外，21頁分が全面不開示である。よって，法14条2号の該当性，但し書きの非該当性は全く不明である。

法14条3号イ，ロ，5号及び7号イにかかわるものは，上記アに引かれる判例（平成17.10.14第三小法廷）7頁「①の情報」に該当し，当局は「公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが具体的に存在すること」を疎明する必要がある。

(中略)

なお理由説明書中に「誠実に明らかにした事業場の実態」，「自主的な改善に取り組んでいる事業場」，「監督官が行う調査に

ついて非協力的となり」，「自主的改善についても意欲を低下させ」，「法違反の隠蔽を行う」といった文言がある。これらの文言は情緒的だったり，法違反の隠蔽を容認したり，およそ上記判示の精神に沿わない主張である。

いやしくも本件特定独立行政法人は，法律を尊重し擁護する義務を負うのであって，当局が上記のように退嬰的な主張を行い，文書を隠蔽するのは遺憾である。

(ウ) 理由説明書 3 (2) ①ウについて

全面不開示だから，法 1 4 条 2 号の該当性も，但し書きの非該当性も不明である。また，同条 3 号イ，ロの該当性も不明である。

法 1 4 条 5 号及び 7 号イの該当性も当然不明だが，理由説明書が引用する判例は「憲法上，我が国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない」外国人に関するものである。

裁判所のホームページに載る判例 4 頁に，外国人は入国・在留の権利を自由に保障されているものでない，とされる。

また，5 ページに「法務大臣は，在留期間の更新の許否を決するにあたっては，外国人に対する出入国の管理及び在留の規制の目的である国内の治安と善良な風俗の維持，保健・衛生の確保，労働市場の安定などの国益の保持の見地に立って，申請者の申請自由の当否のみならず，当該外国人の在留中の一切の行状，国内の政治・経済・社会等の諸事情，国際情勢，外交関係，国際礼譲などの諸般の事情をしんしゃくし，時宜に応じた的確な判断をしなければならないのであるが，このような判断は，事柄の性質上，出入国管理行政の責任を負う法務大事の裁量に任せるのでなければとうてい適切な結果を期待することができない」と判示される。

さらに 5 ないし 6 頁に「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨，目的，範囲は各種の処分によって一様ではな」とされ，判例は出入国管理令に基づく「法務大臣の裁量権」に限定された判示である。

かかる特殊な条件（事柄の性質）を踏まえ，上記判断にかかわる法務大臣の裁量権については，「その判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等により，右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか，又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し，それが認められる場合に限り，右判断が裁量権の範囲をこえ又はその乱用があったもの」とされるのである（6 頁）。

そうすると，この判例を厚生労働大臣が日本国民に対して，事

業場の違法行為と労働者の権利にかかわる文書の不開示該当性に援用するのは、不当といわざるを得ない。近年外国人の人権も問題になっているが、それを措くとしても、憲法下の特殊な条件（事柄の性質）に関する判示を援用するのは、本件の権利性を矮小化しようとする悪質な引用をいわざるを得ない。

爾後、厚生労働大臣は、理由説明書に上記判例（53.10.4大法廷）を引用すべきでない。

(エ) 理由説明書3(2)①エについて

上記ア、イについて述べたことと同様である。

当局自身が引くところの判例（17.10.14第三小法廷）における「①の情報」と「②の情報」が区別されておらず、また「公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが具体的に存在すること」の疎明がなされているとは認められず、法違反の隠蔽などを当然とする退嬰的な主張である。

(オ) 付言

令和4年1月「行政不服審査法の改善に向けた検討会」最終報告・別紙9頁に「要件充足性の記載が不足している」弁明書が散見されると、37頁に「処分の違法性についての立証責任が審査請求人にあるかのような記載は妥当とはいえない」と批判される。

この答申の考え方に沿うと、行政不服審査制度においては、当局が要件該当性、本件では「不開示情報該当性」を証明しなければならず、請求人が「開示情報該当性」を証明するものではない。

本件は、不開示が過剰である。上記答申に沿えば本件理由説明書は、何ら説明になっていない。

本件理由説明書は瑕疵あるものと考えてるので、再弁明を求めている。

イ 令和3年（行個）諮問第249号について

(ア) 理由説明書3(2)①アについて

上記アの(ア)、(イ)、(エ)と同様で、自ら引く判例の要件（①②の情報の区別、公務遂行への支障が具体的に認められることの疎明）に沿った再弁明を求めるべきである。

(イ) 理由説明書3(2)①イ(ア)について

上記アの(ア)、(イ)と同様である。

17.10.14第三小法廷の判例の要約を再掲する。(略)

この判決の要件に沿った再弁明を求めるべきである。

(ウ) 理由説明書3(2)①イ(イ)について

5頁「さらに」で始まる段落に、判例における①監督官の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報にかか

わる部分は民事訴訟法第4号ロ所定の文書に該当しない，②行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は同条所定の文書に該当する，という判示が引用される。

しかし，理由説明書は上記①②を区別せず，公務遂行への支障が具体的に認められることの疎明がない。むしろ，判例に反する退嬰的な主張に終始している。

(エ) 理由説明書3(2)①ウについて

上記アの(イ)と同様である。

(オ) 理由説明書3(2)①エについて

上記アの(ウ)と同様である。

なお上記アの(オ)付言も同様である

### (3) 意見書2

令和3年(行個)諮問第248号ないし249号に係る理由説明書は，法14条3号の独立行政法人等を除く法人ではなく，同条7号の独立行政法人に該当するものとして，補充している。

当方としては，2022年2月の意見書のとおりであるが，審査請求人からは下記コメントをいただいている。

「厚生労働省が特定独立行政法人を保護したい意図が伝わってきます。厚生労働省の元職員が，特定独立行政法人の幹部を務めているからでしょう。現在の特定独立行政法人副理事長も，厚生労働省の元課長です。特定独立行政法人を退職した職員(私)には，冷たく対応するのでしょうか。」

今回の補充によっても，抽象的に不開示の言い訳が記載されるばかりで，個人情報保護にふさわしい，実態に即した対応が見られない。

なお法14条7号イに該当するとする補充理由説明書の二重下線部分も，この条項に該当するとき示される決まり文句のように思われる。過剰な不開示を正当化する抽象的な文言で受け入れられない。

また，2022年2月の意見後，本件について衆院に質問主意書と答弁書が提出されたので，引用する。

(中略)

審査会において，本件不開示処分は見直されるべきと考えます。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

### 1 理由説明書

#### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は，令和3年6月10日付け(同月14日受付)で処分庁1及び処分庁2(以下，併せて「処分庁」という。)に対し，法の

規定に基づき本件各対象保有個人情報の開示請求を行った。

イ これに対して処分庁が原処分1及び原処分2（以下、併せて「原処分」という。）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年9月24日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報の適用条項を加えた上で、原処分を維持することが妥当であるから、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案に関して、処分庁において作成又は収集した行政文書に記録された保有個人情報であり、当該行政文書は、別表に掲げる文書番号1ないし5（原処分1）及び6ないし10（原処分2）の文書（以下「対象文書」という。）である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 厚生労働省において検討及び協議を行った具体的内容並びに当該検討及び協議に関連して特定労働基準監督署が事業場から聴取又は収集した情報（対象文書1ないし10）

対象文書1ないし5は、請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案に関して、厚生労働省労働基準局監督課（以下、第3において「本省監督課」という。）が作成し、又は特定労働基準監督署の上級行政機関に当たる特定労働局を通じて本省監督課が収集した文書である。これらの文書には、申告処理台帳及び続紙の写し、請求人から特定労働基準監督署に提出された文書の写し、特定労働基準監督署の担当官が作成又は収集した文書の写し、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書及び特定労働局と本省監督課との間で通信された電子メールが含まれる。

対象文書6ないし10は、請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案に関して、特定労働基準監督署又は上級官庁に当たる特定労働局が作成又は収集した文書である。これらの文書には、申告処理台帳及び続紙、請求人から特定労働基準監督署に提出された文書、監督復命書、特定労働基準監督署の担当官等が作成又は収集した文書、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書が含まれる。

a 申告処理台帳及び続紙（写しを含む）（対象文書1及び6）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとさ

れている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1及び6には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

次に、対象文書1及び6には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、これらの情報は労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する（参考 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（民集59巻8号2265頁））。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

b 監督復命書（対象文書8）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(a) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の(b)以外の部分

対象文書8の①には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらは請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報を含み、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供さ



れたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(b) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

対象文書8②の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導

すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」も同様。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測されたとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14号3号イに該当する。

加えて、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係

る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イに該当することに加え、同条5号、6号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

c 担当官が作成又は収集した文書（写し含む）（対象文書3及び9）

対象文書3及び9は、担当官又は特定労働局職員等が監督指導のために必要であるとして作成又は取得した文書である。

(a) 対象文書3には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、当該部分には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

加えて、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人

において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当する。

以上のことから、文書3の情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

- (b) 文書9には、上記(a)の情報に加え、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する(参考 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定(民集59巻8号2265頁))。

また、対象文書9には、特定労働局において作成した文書のうち、特定労働局と厚生労働省労働基準局監督課との間で通信された電子メールの情報が含まれている。これらの文書には、公表していない厚生労働省及び特定労働局の電話番号並びに公表していない職員のメールアドレスに係る情報が含まれ、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

以上のことから、文書9の情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

- d 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書(写しを含む)(対象文書4及び10)

対象文書4及び10は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。

対象文書4及び10には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

また、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されているこ

とから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

また、これらの情報については、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開約束を反故にして開示すれば、信義則違反等で損害賠償を請求されたり、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなったりするおそれがあるため、同条5号及び7号イにも該当する。

特に同条5号に掲げる不開示情報については、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と規定されているところ、これらの情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨と解される。したがって、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準監督機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料が開示されることをおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当することから、原処分を維持することが妥当である。

e 厚生労働省本省において作成した文書（対象文書5）

対象文書5は、厚生労働省本省において、本件に関する特定労働局との協議について作成した文書である。

対象文書5には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理及び事業場

内の安全管理に関する情報であり、人材確保の面や危機管理の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する（参考 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（民集59巻8号2265頁））。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 公表していない厚生労働省及び都道府県労働局の電話番号及びメールアドレスに係る情報（対象文書5）

対象文書5には、厚生労働省本省において作成した文書のうち、特定労働局と本省監督課との間で通信された電子メールの情報が含まれている。

これらの文書には、公表していない厚生労働省及び特定労働局の電話番号並びに公表していない職員のメールアドレスに係る情報が含まれ、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

ウ 請求人の主張について

請求人は審査請求において「不開示部分の不開示理由はいずれも抽象的です」等と主張しているが、上記3（2）で述べたとおり、法12条

1項に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示情報の適用条項について法14条2号並びに3号イ及びロを加えた上で、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

### 2 補充理由説明書

(1) 本件事案における特定事業場は、独立行政法人等に該当することから、不開示条項のうち、法14条3号イ及びロに該当するとしていた部分を同条7号ホに変更するとともに、理由説明書の「2 諮問庁としての考え方」及び「3 (2) 不開示情報該当性について」、「4 結論」の記述を以下の通り修正する(下線部分が修正部分)。

#### 「(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報の適用条項を変更・追加した ~~加~~えたいうえで、原処分を維持することが妥当であるから、棄却すべきである。」

#### 「(3) 理由

(中略)

a 申告処理台帳及び続紙(写しを含む(対象文書1及び6))

(中略)

次に、対象文書1及び6には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等について、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号ホ ~~3号イ~~に該当する。

~~また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、これらの情報は労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。(削除)~~

(中略)

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、~~3号イ及びロ~~、5号、6号並びに7号イ及びホに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

b 監督復命書(対象文書8)

(中略)

- (a) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の(b)以外の部分

(中略)

これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報であることから、人材確保の面等において独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の当該事業場の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホ3号イに該当する。

~~また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされているものであることから、法14条3号ロに該当する。~~ (削除)

(中略)

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、~~3号イ及びロ、~~5号並びに7号イ及びホにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (b) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

(中略)

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホ3号イに該当する。

(中略)

以上のことから、これらの情報は、法14条7号ホ3号イに該当することに加え、同条5号、6号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- c 担当官等が作成又は収集した文書（写し含む）（対象文書3及び9）

(中略)

また、当該部分には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合に、その指導内容が公とな



れば、自主的な改善に取り組んでいる独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号ホ3号イに該当する。

加えて、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当する。

(中略)

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号柱書き及びイ及びホに該当するため、原処分を維持することが妥当である。

- d 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（写しを含む）  
(対象文書4及び10)

(中略)

また、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号ホ3号イに該当する。

これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。（削除）

また、不開示部分にはいわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる。これらの情報には、守秘義務に担保された監督指導行政に対する事業者の理解と協力、そして信頼にもとづいて事業者から得た事業運営上・労務管理上のノウハウ等の未公開情報も含まれており、その

内容が一部でも公にされた場合には、当該事業者の関係者だけでなく、そのことを知った他の事業者においては、監督行政への信頼を失い、爾後、監督機関への情報提供や監督指導のための調査への協力を躊躇するなどのおそれがある。

このような事態が生じた場合には、監督機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、監査・検査の性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(中略)

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、~~3号イ及びロ~~、5号並びに7号イ及びホに該当することから、原処分を維持することが妥当である。」

e 厚生労働省本省において作成した文書（対象文書5）

(中略)

対象文書5には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理及び事業場内の安全管理に関する情報であり、人材確保の面や危機管理の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条~~3号イ~~7号ホに該当する。

~~また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。（削除）~~

(中略)

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イ及びホに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

「(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示情報の適用条項について法14条2号、新たに法14条7号ホを追加し、法14条3号イ、ロを削除した、を加えたいうえで、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。」

(2) 上記(1)により、理由説明書本文該当部分を修正したこと及び一部誤謬が判明したことに伴い、理由説明書の別表について、別添(略)の

とおりに修正する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月27日 諮問の受理（令和3年（行個）諮問第248号及び同第249号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和4年1月19日 審議（同上）
- ④ 同年2月9日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ⑤ 令和5年3月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年6月15日 諮問庁から補充理由説明書を収受（令和3年（行個）諮問第249号）
- ⑦ 同月20日 諮問庁から補充理由説明書を収受（令和3年（行個）諮問第248号）
- ⑧ 同年7月10日 審査請求人から意見書2を収受（令和3年（行個）諮問第248号及び同第249号）
- ⑨ 同年8月30日 令和3年（行個）諮問第248号及び同第249号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条5号、6号並びに7号柱書き及びイ（原処分1）、同条3号イ及びロ、5号、6号並びに7号柱書き及びイ（原処分2）に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、法の適用条項を、法14条2号、5号、6号並びに7号柱書き、イ及びホに改めた上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1及び通番6

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分には、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、当該部分は、

これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められず、国の機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号、6号並びに7号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番2、通番7及び通番9

当該部分は、特定労働基準監督署から特定事業場に交付された文書の記載の一部、特定労働基準監督署担当官の調査の一部及び監督復命書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか、特定事業場に所属している請求人の知り得る情報であると認められる。また、調査の一部は、審査請求人の申告内容から推認できるものである。

このうち、監督復命書の「監督重点対象区分」欄は空欄となっている。同欄は、監督種別が定期監督の場合に限り、労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されるものであるが、原処分において、監督種別は申告監督であることが開示されているから、同欄が空欄であることは推認できるものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

さらに、監督復命書の「面接者職氏名」欄には、独立行政法人である特定事業場の職員の職氏名が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、その職名は独立行政法人の職務の遂行に係る情報であり、同号ただし書ハに該当する。また、氏名はその職名とともに原処分において開示されており、同号ただし書イに該当する。その他の部分に、特定の個人を識別できる情報は含まれていない。

このため、当該部分を開示しても、独立行政法人である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同様の

理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号並びに7号イ及びホのいずれにも該当せず、通番9においては上記アと同様の理由により法14条6号にも該当しないことから開示すべきである。

#### ウ 通番3及び通番11

通番3及び通番11は、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書であるが、提出されたことが審査請求人の申告内容から推認でき、審査請求人の賃金等に関する情報、特定事業場の内部規定等審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、当該部分には特定事業場の職員氏名等が含まれ、これらは法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号並びに7号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番5及び通番10

通番5a及び通番10bは、厚生労働省特定課及び山口労働局特定課の電話番号及びファクシミリ番号が記載されている。これらの番号は、厚生労働省のウェブサイト等で公表されている。

通番5b及び通番10aは、厚生労働省特定課及び特定労働基準監督署の職員氏名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、公務員の職務の遂行に関する情報であり、これを公にすることに支障があるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により公にするものに当たり、同号ただし書イに該当する。

当該部分には、このほか審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められず、これを開示することにより、厚生労働

省及び山口労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当せず、また、上記アと同様の理由により同条5号、6号並びに7号イ及びホにも該当しないことから開示すべきである。

オ 通番12

当該部分は、特定労働基準監督署が特定事業場等から資料を収受した際に押印する受付印及び提出年月日を記録した部分である。当該部分には特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、これらを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法14条2号及び7号イに該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条5号及び7号ホにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号、5号、6号並びに7号イ及びホ該当性について

通番1及び通番6の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督官と特定事業場の担当者との具体的なやり取りの内容や労働基準監督署における処理方針等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、5号、6号及び7号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、5号並びに7号イ及びホ該当性について

(ア) 通番2(1)、通番7の不開示部分には、特定労働基準監督署が特定事業場に指導した内容及びその是正期日等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号ホに該当し、同条2号、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが

妥当である。

(イ) 通番 2 (2) の不開示部分には、審査請求人からの申告内容を踏まえた特定労働基準監督署の特定事業場に対する調査結果の内容が記載されている。これらは審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、5 号及び 7 号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 3 及び通番 1 1 は、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたこと自体が審査請求人の知り得る情報ではないことから、上記アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、5 号及び 7 号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 1 2 の不開示部分には、特定事業場から提出された文書の提出者氏名が記載されている。当該部分は法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 5 号、7 号イ及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号、5 号並びに 7 号柱書き、イ及びホ該当性について

(ア) 通番 9 (1) の不開示部分には、特定労働基準監督署が特定事業場に指導した内容及びその是正期日等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号ホに該当し、同条 2 号、5 号並びに 7 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 9 (2) には、審査請求人からの申告内容を踏まえた特定労働基準監督署の特定事業場に対する調査結果の内容及び審査請求人が特定労働基準監督署に申告した内容について、特定労働基準監督署、山口労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメール内容等が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処

理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、5号並びに7号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番10の不開示維持部分には、特定労働基準監督署、山口労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメールに係る、行政機関の職員のメールアドレス及びメールアドレスが推定される情報が記載されている。当該メールアドレスは、一般には公にされておらず、これを開示すると、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

したがって、当該不開示維持部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号、5号並びに7号イ及びホについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

エ 法14条5号、6号並びに7号イ及びホ該当性について

通番8の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号、6号及び7号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条5号、6号並びに7号柱書き、イ及びホ該当性について

(ア) 通番4には、審査請求人が特定労働基準監督署に申告した内容について、山口労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメールの内容等が記載されている。当該部分は、上記ウ(イ)と同様の理由により法14条7号イに該当し、同条5号、6号並びに7号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5には、山口労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメールに係る、行政機関の職員のメールアドレス及びメールアドレスが推定される情報が記載されている。当該部分は、上記ウ(ウ)と同様の理由により法14条7号柱書きに該当し、同条5号、6号並びに7号イ及びホについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。



3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、5号、6号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号、5号、6号並びに7号柱書き、イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号並びに7号柱書き、イ及びホに該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、5号、6号並びに7号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙

### 文書 1

「令和 3 年特定月日，特定労働基準監督署から口頭で伝えられた，開示請求者が特定事業場における管理監督者でないとする決定にかかわる起案文書および添付文書など開示請求者に関する厚生労働省本省の書類一切」

### 文書 2

「令和 3 年特定月日，特定労働基準監督署から口頭で伝えられた，請求人が特定事業場における管理監督者でないとする決定にかかわる，起案文書および添付書類など文書一切。」

別表 不開示情報該当性等

1 文書番号、 文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持するとして いる部分		3 2 欄のうち開 示すべき部分		
		該当箇所	法 1 4 条各号 該当性 等	通 番		
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙 (写)	1 ない し 3	【処理経過欄】 2 頁 1 3 行目, 1 4 行目, 1 7 行目ないし 2 3 行目, 2 6 行目, 3 頁 1 行目ない し 3 行目, 5 行目, 6 行 目, 9 行目, 1 0 行目, 1 5 行目	2 号, 5 号, 6 号, 7 号イ 及びホ	1	2 頁 1 3 行目 1 文 字目ないし 1 1 文 字目, 1 4 行目, 2 1 行目 1 文字目 ないし 7 文字目, 1 3 文字目ないし 2 3 行目, 3 頁 9 行目 1 文字目ない し 7 文字目, 1 4 文字目ないし 1 0 行目
3	担当官 が作成 又は収 集した 文書 (写)	8 ない し 1 1, 4 1 ない し 4 5, 1 1 7 ない し 1 2 2, 1 4 0 ないし 1 4 3, 1 4 8 ない し 1 5 0	(1) 8 頁, 9 頁 2 行目 3 文字目, 5 文字目, 7 文字 目, 8 文字目, 1 1 行目 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 7 文字目, 1 9 行目ないし 2 2 行目 (2) 1 0 頁, 1 1 頁, 4 1 1 頁ないし 4 5 頁, 1 1 7 頁ないし 1 2 2 頁, 1 4 0 頁ないし 1 4 3 頁, 1 4 8 頁ないし 1 5 0 頁	2 号, 5 号, 7 号イ 及びホ	2	9 頁 2 行目 3 文字 目, 5 文字目, 7 文字目, 8 文字 目, 1 0 頁 1 行目 ないし 4 行目, 表 頭, 表側, 調査項 目欄全て, 調査内 容欄 1 段目ないし 3 段目, 資料欄 1 段目ないし 3 段 目, 1 1 頁表側, 調査項目欄全て, 4 5 頁 1 行目ない し 7 行目 4 文字 目, 1 1 9 頁 1 行 目ないし 2 行目 4 文字目, 3 行目な いし 5 行目 4 文字 目, 1 4 8 頁 1 行

						目ないし3行目3文字目, 4行目ないし10行目3文字目, 11行目ないし13行目3文字目
4	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書(写)	16ないし37, 46ないし115, 123ないし139, 151ないし183	全て	2号, 5号, 7号イ及びホ	3	19頁ないし33頁, 47頁ないし113頁, 123頁ないし128頁, 133頁, 134頁, 151頁ないし178頁, 180頁ないし183頁(56頁, 64頁, 76頁, 94頁, 113頁, 128頁の提出者氏名を除く)
5	厚生労働省本省において作成した文書	12ないし15, 38ないし40, 116, 144ないし147	12頁7行目8文字目ないし最終文字, 11行目ないし14行目, 32行目1文字目ないし23文字目, 13頁12行目ないし28行目, 14頁8行目ないし12行目, 27行目, 15頁11行目11文字目ないし12行目, 15行目ないし23行目, 38頁14行目ないし15行目40文字目, 18行目ないし34行目, 39頁1行目ないし9行目, 22行目ないし29行目, 32行目22文字目ないし最終文字, 116頁, 144頁13行目ないし29行目, 146頁6行	5号, 6号, 7号柱書, イ及びホ	4	—

		目 1 文字目ないし 7 行目 4 0 文字目, 1 0 行目ないし 3 5 行目, 1 4 7 頁 1 3 行 目ないし 2 0 行目, 2 3 行 目 2 2 文字目ないし最終文 字		
		1 2 頁 2 行目 9 文字目ない し最終文字, 4 行目 8 文字 目ないし 2 4 文字目, 3 0 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目ないし 2 3 文 字目, 2 9 文字目ないし最 終文字, 2 3 行目 1 0 文字 目ないし最終文字, 2 5 行 目 8 文字目ないし最終文 字, 3 4 行目, 3 6 行目 1 0 文字目ないし最終文字, 1 3 頁 1 行目 8 文字目ない し最終文字, 2 行目 8 文字 目ないし 6 0 文字目, 3 行 目 1 文字目ないし 4 9 文字 目, 5 5 文字目ないし最終 文字, 4 行目 1 文字目ない し 2 1 文字目, 2 7 文字目 ないし最終文字, 5 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目, 2 7 文字目ないし最終文 字, 3 7 行目 1 2 文字目な いし最終文字, 3 9 行目 8 文字目ないし最終文字, 4 0 行目 8 文字目ないし 5 2 文字目, 5 8 文字目ないし 最終文字, 4 1 行目 1 文字 目ないし 4 0 文字目, 4 6 文字目ないし最終文字, 4 2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 2 3 文字目ないし	5	a 1 2 頁 3 4 行 目, 1 4 頁 1 4 行 目 3 文字目ないし 最終文字, 1 5 頁 2 6 行目 3 文字目 ないし最終文字, 4 0 頁 3 行目, 1 4 5 頁 2 2 行目 3 文字目ないし最終 文字, 1 4 7 頁 2 8 行目 b 3 8 頁 6 行目 2 8 文字目ないし 3 1 文字目

		<p>最終文字， 14 頁 14 行目  3 文字目ないし最終文字，  16 行目 10 文字目ないし  最終文字， 18 行目 10 文  字目ないし最終文字， 19  行目 8 文字目 52 文字目，  58 文字目ないし最終文  字， 20 行目 1 文字目ない  し 40 文字目， 46 文字目  ないし最終文字， 21 行目  1 文字目ないし 17 文字  目， 23 文字目ないし最終  文字， 37 行目 12 文字目  ないし最終文字， 39 行目  8 文字目ないし 58 文字  目， 64 文字目ないし最終  文字， 15 頁 1 行目 1 文字  目ないし 29 文字目， 35  文字目ないし最終文字， 2  行目 1 文字目ないし最終文  字， 3 行目 8 文字目ないし  最終文字， 26 行目 3 文字  目ないし最終文字， 38 頁  2 行目 9 文字目ないし最終  文字， 4 行目 8 文字目ない  し最終文字， 5 行目 8 文字  目ないし 23 文字目， 29  文字目ないし 47 文字目，  53 文字目ないし最終文  字， 6 行目 1 文字目ないし  6 文字目， 12 文字目ない  し 26 文字目， 28 文字目  ないし最終文字， 39 頁 1  2 行目 10 文字目ないし最  終文字， 14 行目 8 文字目  ないし最終文字， 15 行目  8 文字目ないし 50 文字</p>		
--	--	---	--	--

			目, 5 6 文字目ないし最終文字, 1 6 行目, 4 0 頁 3 行目, 1 4 4 頁 2 行目 9 文字目ないし最終文字, 4 行目 8 文字目ないし最終文字, 5 行目 8 文字目ないし 2 2 文字目, 2 8 文字目ないし 4 3 文字目, 4 9 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 8 文字目ないし最終文字, 1 4 5 頁 7 行目 1 0 文字目ないし最終文字, 9 行目 8 文字目ないし最終文字, 2 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 2 4 行目 1 0 文字目ないし最終文字, 2 6 行目 8 文字目ないし最終文字, 2 7 行目 8 文字目ないし 5 0 文字目, 5 6 文字目ないし最終文字, 2 8 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目, 2 7 文字目ないし 6 7 文字目, 7 3 文字目ないし最終文字, 2 9 行目 1 文字目ないし 3 5 文字目, 4 1 文字目ないし最終文字, 1 4 7 頁 3 行目 1 0 文字目ないし最終文字, 5 行目 8 文字目ないし最終文字, 6 行目 8 文字目ないし 5 0 文字目, 5 6 文字目ないし最終文字, 7 行目, 2 8 行目			
6	申告処理台帳及び続紙	1, 8 ないし 2 4	【処理経過欄】 8 頁 1 3 行目ないし 1 4 行目, 1 7 行目ないし 2 3 行目, 2 6 行目, 9 頁 1 行目	2 号, 5 号, 6 号, 7 号イ	6	【処理経過欄】 8 頁 1 3 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 1 4 行目,

		ないし3行目, 5行目, 6 行目, 9行目, 10行目, 15行目, 10頁1行目, 2行目, 5行目ないし11 行目, 11頁1行目, 2行 目, 5行目, 6行目, 9行 目, 10行目, 13行目, 14行目, 19行目ないし 22行目, 12頁9行目な いし11行目, 13頁1行 目, 2行目, 14頁1行目 ないし6行目, 15頁1行 目, 2行目, 5行目, 6行 目, 10行目, 16頁1行 目, 17頁1行目, 5行 目, 6行目, 9行目, 10 行目, 13行目, 14行 目, 18頁1行目, 5行 目, 6行目, 9行目, 10 行目, 12行目ないし14 行目, 17行目, 18行 目, 19頁1行目, 5行 目, 6行目, 9行目, 10 行目, 13行目, 14行 目, 17行目, 18行目, 21行目, 22行目, 25 行目, 26行目, 30行 目, 20頁1行目, 3行目 ないし5行目, 21頁1行 目, 3行目ないし5行目, 9行目ないし14行目, 2 2頁1行目ないし3行目, 5行目, 23頁1行目, 2 9行目ないし31行目, 2 4頁1行目, 2行目, 5行 目ないし9行目, 18行 目, 19行目	及びホ	21行目1文字目 ないし7文字目, 13文字目ないし 23行目, 9頁9 行目1文字目ない し7文字目, 14 文字目ないし10 行目, 11頁1行 目, 2行目, 5行 目1文字目ないし 7文字目, 14文 字目ないし6行 目, 9行目1文字 目ないし7文字 目, 14文字目な いし10行目, 1 3行目1文字目な いし7文字目, 1 4文字目ないし1 4行目, 14頁5 行目, 6行目, 1 5頁1行目ないし 2行目4文字目, 11文字目ないし 17文字目, 5行 目1文字目ないし 8文字目, 15文 字目ないし6行 目, 16頁1行 目, 17頁1行 目, 9行目1文字 目ないし7文字 目, 14文字目な いし18文字目, 10行目, 18頁 1行目, 9行目1 文字目ないし7文
--	--	--	-----	---



					<p>字目， 1 4 文字目 ないし 1 8 文字 目， 1 0 行目， 1 7 行目， 1 8 行 目， 1 9 頁 1 行 目， 9 行目 1 文字 目ないし 7 文字 目， 1 4 文字目な いし 1 8 文字目， 1 0 行目， 1 7 行 目， 1 8 行目， 2 5 行目 1 文字目な いし 7 文字目， 1 4 文字目ないし 2 6 行目， 2 1 頁 1 1 行目ないし 1 3 行目 3 文字目， 2 2 頁 5 行目， 2 3 頁 1 行目</p>	
8	監督復 命書	2 5， 2 6	<p>① 2 5 頁「完結区分」欄， 「監督年月日」欄，「労働 者数」欄，「監督重点対象 区分」欄，「労働組合」 欄，「週所定労働時間」 欄，「最も賃金の低い者の 額」欄，「参考事項・意 見」欄 4 行目， 5 行目， 「No.」欄 1 枠目ないし 3 枠目，「違反法条項・指 導事項・違反態様等」欄 1 枠目ないし 3 枠目，「是正 期日・改善期日（命令の期 日を含む）」欄 1 枠目ない し 3 枠目，「面接者職氏 名」欄，「別添」欄， 2 6 頁「監督種別」欄，「参考 事項・意見」欄 1 行目</p>	2 号， 7 5 号， 7 号イ 及びホ	7	<p>2 5 頁「監督年月 日」欄，「監督重 点対象区分」欄， 「労働組合」欄， 「週所定労働時 間」欄，「最も賃 金の低い者の額」 欄，「面接者職氏 名」欄， 2 6 頁 「監督種別」欄</p>

			② 25頁「署長判決」欄， 26頁「参考事項・意見」 欄2行目	5号， 6号， 7号イ 及びホ	8	—
9	担当官 等が作 成又は 収集し た文書	6ない し7， 27な いし4 3，5 2ない し97	(1) 27頁，28頁2行 目3文字目，5文字目，7 文字目，8文字目，11行 目14文字目，15文字 目，17文字目，19行目 ないし22行目，「受領年 月日 受領者職氏名」欄日 付部分 (2) 6頁，7頁，29頁 ないし43頁，52頁8行 目22文字目ないし最終文 字，9行目ないし14行 目，16行目添付ファイル のアイコン部分，文書末尾 「監督署の受領印」部分， 53頁1行目ないし13行 目，文書末尾「監督署の受 領印」部分，54頁2行目 26文字目ないし最終文 字，55頁11行目ないし 28行目，文書余白部分 「監督署受付印」部分，5 6頁8行目ないし24行 目，57頁8行目8文字目 ないし9行目，13行目な いし20行目，文書余白部 分「監督署受付印」箇所， 58頁10行目ないし17 行目，20行目22文字目 ないし最終文字，59頁， 60頁11行目ないし18 行目，21行目22文字目 ないし最終文字，61頁1	2号， 5号， 6号， 7号柱 書，イ 及びホ	9	28頁2行目3文 字目，5文字目， 7文字目，8文字 目，「受領年月日 受領者職氏名」欄 日付部分，29頁 1行目ないし5行 目，表頭，表側， 調査項目欄，調査 内容欄1枠目ない し3枠目，資料欄 1枠目ないし3枠 目，30頁表側， 調査項目欄，31 頁1行目，3行目 ないし6行目，表 頭，表側，調査項 目欄，調査内容欄 1枠目ないし3枠 目，資料欄1枠目 ないし3枠目，3 2頁表側，調査項 目欄，36頁3行 目ないし6行目， 表頭，表側，調査 項目欄，調査内容 欄1枠目ないし3 枠目，資料欄1枠 目ないし3枠目， 37頁表側，調査 項目欄，61頁2 4行目，52頁， 53頁，55頁，

	<p>1 行目ないし 1 8 行目, 2 1 行目 2 2 文字目ないし最終文字, 2 4 行目, 文書余白部分「監督署受付印」箇所, 6 2 頁 7 行目ないし 1 3 行目, 6 3 頁 9 行目ないし 1 8 行目, 6 4 頁 4 行目ないし 5 行目 4 0 文字目, 8 行目ないし 3 3 行目, 6 5 頁 1 1 行目ないし 1 8 行目, 2 1 行目 2 2 文字目ないし最終文字, 6 6 頁 2 9 行目, 文書余白部分「監督署受付印」記載箇所, 6 7 頁 1 行目ないし 1 6 行目, 6 8 頁 2 行目ないし 6 行目, 2 0 行目, 6 9 頁 8 行目 7 文字目ないし 9 行目, 1 2 行目ないし 2 0 行目, 7 0 頁 8 行目ないし 1 7 行目, 7 1 頁 5 行目 4 文字目ないし 9 文字目, 9 行目ないし 1 1 行目, 1 2 行目 2 1 文字目ないし 2 2 行目, 7 2 頁ないし 7 5 頁, 7 6 頁 6 行目 8 文字目ないし最終文字, 9 行目, 7 7 頁ないし 9 7 頁</p>		<p>5 7 頁, 6 1 頁及び 6 6 頁の「監督署受付印」箇所</p>
	<p>5 2 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字, 2 行目 9 文字目ないし最終文字, 4 行目 8 文字目ないし 1 9 文字目, 2 5 文字目ないし最終文字, 5 行目 8 文字目ないし 2 4 文字目, 3 0 文字目ないし最終文字, 5 4 頁 2 行目 5 文字目ないし 2 5 文</p>	<p>1 0</p>	<p>5 7 頁 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 6 7 頁 2 2 行目 4 文字目ないし最終文字, 6 8 頁 2 7 行目 4 文字目ないし最終文字</p>

		<p> 字目， 3 行目 9 文字目ないし最終文字， 5 行目 8 文字目ないし最終文字， 2 8 行目 8 文字目ないし最終文字， 5 5 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 9 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 3 1 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 3 3 行目 8 文字目ないし最終文字， 3 4 行目 8 文字目ないし 4 8 文字目， 5 4 文字目ないし最終文字， 3 5 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目， 2 7 文字目ないし 7 5 文字目， 5 6 頁 1 行目 2 文字目ないし最終文字， 5 7 頁 1 行目， 2 行目 9 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 5 行目 8 文字目ないし 2 8 文字目， 3 4 文字目ないし 4 8 文字目， 5 4 文字目ないし最終文字， 6 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目， 1 6 文字目ないし 3 6 文字目， 4 2 文字目ないし最終文字， 3 0 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 5 8 頁 2 行目 8 文字目ないし最終文字， 3 行目 8 文字目ないし 5 0 文字目， 5 6 文字目ないし最終文字， 4 行目， 6 0 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 9 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目 </p>		
--	--	---	--	--

		<p>ないし最終文字， 5 行目 8 文字目ないし 2 3 文字目， 2 9 文字目ないし最終文字， 6 1 頁 1 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 3 行目 8 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし 5 0 文字目， 5 6 文字目ないし最終文字， 5 行目， 6 2 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 1 1 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 6 3 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 9 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 5 行目 8 文字目ないし最終文字， 2 1 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 2 3 行目 8 文字目ないし最終文字， 2 4 行目 8 文字目ないし 5 0 文字目， 5 6 文字目ないし最終文字， 2 5 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目， 2 7 文字目ないし 6 7 文字目， 7 3 文字目ないし最終文字， 2 6 行目 1 文字目ないし 3 5 文字目， 4 1 文字目ないし最終文字， 6 5 頁 1 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 3 行目 8 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし 5 0 文字目， 5 6 文字目ないし最終文字， 5 行目， 6 6 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目</p>		
--	--	--	--	--

		<p>9文字目ないし最終文字，  4行目8文字目ないし最終  文字，7行目10文字目な  いし最終文字，9行目8文  字目ないし最終文字，10  行目8文字目ないし最終文  字，16行目10文字目な  いし最終文字，18行目8  文字目ないし最終文字，1  9行目8文字目ないし60  文字目，66文字目ないし  最終文字，20行目1文字  目ないし40文字目，46  文字目ないし最終文字，2  1行目1文字目ないし21  文字目，27文字目ないし  79文字目，22行目2文  字目ないし最終文字，67  頁22行目4文字目ないし  最終文字，25行目12文  字目ないし最終文字，27  行目8文字目ないし最終文  字，28行目8文字目ない  し52文字目，58文字目  ないし最終文字，29行目  1文字目ないし30文字  目，36文字目ないし70  文字目，30行目，68頁  10行目10文字目ないし  最終文字，12行目10文  字目ないし最終文字，13  行目8文字目ないし52文  字目，58文字目ないし最  終文字，14行目1文字目  ないし30文字目，36文  字目ないし70文字目，1  5行目，27行目4文字目</p>		
--	--	--	--	--

			ないし最終文字， 3 0 行目 1 2 文字目ないし最終文字， 3 2 行目 8 文字目ないし 5 8 文字目， 6 4 文字目ないし最終文字， 3 3 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目， 2 3 文字目ないし最終文字， 3 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 7 0 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 1 1 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 7 1 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 9 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字， 7 6 頁 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 9 文字目ないし最終文字， 4 行目 8 文字目ないし最終文字			
1 0	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書	4 4 ないし 5 1, 9 8 ないし 5 6 7	4 4 頁ないし 5 0 頁， 9 8 頁ないし 1 0 8 頁， 1 0 9 頁 1 行目ないし 1 2 行目， 1 1 0 頁， 1 1 2 頁， 1 1 3 頁， 1 1 5 頁ないし 1 2 0 頁， 1 2 2 頁ないし 1 3 0 頁， 1 4 1 頁文書余白部分「F A X 文書送受信記録」記載箇所及び「ページ数」記載箇所， 文書 1 行目ないし 2 1 行目， 1 4 2 頁文書余白部分「F A X 文書送受信記録」記載箇所及び「ページ数」記載箇所， 「文書標題」箇所， 1 行目ないし 7 行目， 8 行目ない	2 号， 5 号， 7 号 イ， ホ	1 1	1 1 0 頁， 1 1 2 頁， 1 1 3 頁， 1 1 5 頁ないし 1 2 0 頁， 1 4 3 頁ないし 1 4 9 頁， 1 5 1 頁ないし 2 9 3 頁， 2 9 5 頁ないし 3 0 5 頁， 3 0 9 頁ないし 3 1 2 頁， 3 1 4 頁ないし 3 2 2 頁， 3 2 4 頁ないし 3 3 5 頁， 3 3 7 頁ないし 3 5 1 頁， 3 5 8 頁ないし 3 6 0 頁， 3 6 8 頁な

		<p>し 1 1 行目に記載の表部分, 1 2 行目ないし 1 4 行目, 1 6 行目ないし 2 0 行目, 文書余白部分「事業場名を表すシンボルマーク」箇所, 1 4 3 頁文書余白部分「F A X 文書送受信記録」記載箇所及び「ページ数」記載箇所, 文書 1 行目ないし 6 行目及び印影, 7 行目ないし 9 行目, 1 4 4 頁文書余白部分「F A X 文書送受信記録」記載箇所及び「ページ数」記載箇所, 文書 1 行目ないし 2 行目及び 3 行目以降の「官報抜粋」に係る記載箇所, 1 4 5 頁文書余白部分「F A X 文書送受信記録」記載箇所及び「ページ数」記載箇所, 文書 1 行目ないし 3 0 行目, 1 4 6 頁ないし 1 4 9 頁, 1 5 1 頁ないし 2 9 3 頁, 2 9 5 頁ないし 3 0 5 頁, 3 0 7 頁ないし 3 1 2 頁, 3 1 4 頁ないし 3 2 2 頁, 3 2 4 頁ないし 3 3 5 頁, 3 3 7 頁ないし 3 6 6 頁, 3 6 8 頁ないし 3 7 6 頁, 3 7 8 頁文書余白部分「F A X 文書送受信記録」記載箇所及び「ページ数」記載箇所, 1 行目ないし 1 7 行目, 3 8 3 頁「文中表部分」及び文書余白の「文中表部分の注釈表記箇所」, 3 8 4 頁, 3 8 6 頁</p>		<p>いし 3 7 0 頁, 3 8 9 頁, 3 9 0 頁, 3 9 2 頁, 3 9 5 頁ないし 4 0 0 頁, 4 0 2 頁 1 行目ないし 7 行目 4 文字目, 4 0 3 頁ないし 4 1 1 頁, 4 1 3 頁ないし 4 1 9 頁, 4 2 1 頁ないし 4 3 1 頁, 4 3 3 頁ないし 4 6 9 頁, 4 7 7 頁ないし 4 8 8 頁, 4 9 0 頁ないし 4 9 2 頁, 4 9 9 頁 1 行目ないし 3 行目 3 文字目, 4 行目ないし 1 0 行目 3 文字目, 1 1 行目ないし 1 3 行目 3 文字目, 5 0 2 頁ないし 5 2 9 頁, 5 3 1 頁ないし 5 3 4 頁, 5 3 7 頁 1 行目ないし 3 行目 4 文字目, 4 行目ないし 6 行目 4 文字目, 5 4 2 頁ないし 5 4 7 頁, 5 5 3 頁, 5 5 4 頁</p>
--	--	---	--	--



		<p>ないし387頁, 389頁  ないし390頁, 392頁  ないし393頁, 395頁  ないし400頁, 402頁  1行目ないし7行目, 40  3頁ないし411頁, 41  3頁ないし419頁, 42  1頁ないし431頁, 43  3頁ないし468頁, 46  9頁1行目, 文中の「表」  部分, 470頁ないし47  1頁, 473頁文書余白部  分「FAX文書送受信記  録」記載箇所及び「ペー  ジ数」記載箇所, 本文部分全  て, 文書に付されていた  「ページ数」欄, 474頁  ないし475頁, 477頁  ないし488頁, 490頁  ないし492頁, 494頁  ないし495頁, 496頁  本文部分及び文書に付され  ていた「ページ数」欄, 4  97頁, 499頁ないし5  33頁, 534頁本文部  分, 535頁本文部分, 5  37頁ないし540頁, 5  42頁ないし546頁, 5  47頁本文部分, 548頁  ないし551頁, 553頁  ないし556頁, 558頁  ないし560頁, 562頁  文書余白部分「FAX文書  送受信記録」記載箇所及び  「ページ数」記載箇所, 文  書本文部分, 563頁ない  し568頁</p>		
--	--	---	--	--

		各頁の「監督署受付印」， 「文書提出年月日及び提出者の氏名」及び「文書受領日時」記載箇所	1 2	以下の「監督署受付印」，「文書提出年月日及び提出者の氏名」及び「文書受領日時」記載箇所（提出者氏名を除く）5 1 頁，9 9 頁，1 0 0 頁，1 0 3 頁，1 0 4 頁，1 0 9 頁，1 1 1 頁，1 2 1 頁，1 3 1 頁，1 4 0 頁，1 4 2 頁，1 4 3 頁，1 5 0 頁，2 9 4 頁，3 0 6 頁，3 1 3 頁，3 2 3 頁，3 3 6 頁，3 6 7 頁，3 7 7 頁，3 7 8 頁，3 8 0 頁，3 8 2 頁，3 8 5 頁，3 8 8 頁，3 9 1 頁，3 9 4 頁，4 0 1 頁，4 1 2 頁，4 2 0 頁，4 3 2 頁，4 5 0 頁，4 6 9 頁，4 7 2 頁，4 7 6 頁，4 8 9 頁，4 9 3 頁，4 9 8 頁，5 3 4 頁，5 3 5 頁，5 3 6 頁，5 4 1 頁，5 4 7 頁，5 5 2 頁，5 5 7 頁，5 6 1 頁及び
--	--	---	--------	--

					562頁
--	--	--	--	--	------

- 注1 原処分において全て開示された文書2及び文書7を含まない。
- 2 補充理由説明書による修正を反映している。また、下線部分の誤記を当審査会事務局において修正した。
- 3 2欄の「該当箇所」の記載については、当審査会事務局において整理した。